

作用素環賞規定

総則

第1条 作用素環賞という名称の基金を設ける。

目的と事業

第2条 この基金は日本の作用素環の若い研究者、または作用素環に関連する応用分野の研究者を励ますことを目的とする。

第3条 この基金は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

1. 上記の分野の進展に著しく貢献した40歳以下の研究者に作用素環賞を与える。授賞対象者は原則として、日本国籍をもつ者か、または日本居住者で、日本の大学、研究所を主要な活躍の場としているものとする。ただし、年齢については例外を認めないわけではない。
2. その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

作用素環賞委員会

第4条 作用素環賞の選考および基金の運営のために作用素環賞委員会（以下、委員会と略称）を設ける。

第5条 委員の総数は5名とし、決定された5名の委員は互選により委員長を決める。

第6条 委員の任期は原則として1期4年とする。再選を妨げないが、4期以上連続して委員となることはできない。

第7条 委員会の委員は前期の委員会が協議決定する。

第8条 委員長名は公表するが、他の委員名は非公開とする。

作用素環後援会

第9条 作用素環賞の基金を募集するために作用素環後援会（以下、後援会と略称）を設ける。

第10条 委員会の委員は後援会の幹事となる。

第11条 後援会の運営は別に定める。

作用素環賞の選考

第12条 委員会は授賞候補者の推薦を、委員会が指名する複数の作用素環またはその応用分野の専門家に依頼する。

第13条 委員会はすべての候補者の業績を評価した後に、原則として1人の授賞者を選考する。

第14条 委員会は、候補者のリストを少数に絞った後に、外国の専門家に非公開の審査を依頼することができる。

第15条 委員会は4年ごとに作用素環賞授賞者を選考するが、水準を維持するために、状況によっては、選出を延期することができる。延期期間は委員会でその都度定める。

第16条 授賞は委員長がこれを行う。

第17条 受賞者を顕彰するために、表彰式を行い、受賞者の氏名と業績を広く公にする。

委員会の運営

第18条 委員長は必要に応じて委員会を招集することができる。

第19条 委員会は作用素環賞の選考の他に次の事項を審議する。

1. 後援会の運営と解散に関する事項。
2. 委員会の解散に関する事項。
3. 賞の規定に関する事項。
4. 賞金の額の決定。
5. この基金の取り扱いに関する事項。
6. その他、この規定が定める事業を遂行する上で必要となる事項。

資産および会計

第20条 この基金への寄付は随時受け入れる。

第21条 基金を管理するために会計を置く。

規定の変更

第22条 委員会委員の3分の2以上の賛成によりこの規定を変更することができる。

付則

第23条 設立時の後援会のメンバーは作用素環賞の発起人とする。

第24条 設立時の委員会の委員長は荒木がつとめ、残り4名の委員は委員長が依頼する。設立時の基金の会計は中神がつとめる。

第25条 本規定は1999年4月1日より施行する。

第26条 2007年12月1日より基金の会計は片山がつとめる。